9 健康と福祉

成人健診・相談

本 庁:健康管理課(渋川保健福祉センター)

総合支所:健康福祉課

平成18年4月からの主な事業は次のとおりです。詳しい日程や会場は「広報しぶかわ」や個人通知によりお知らせします。

名 称	対象者	内 容	個人負担金
結核検診	65歳以上の人	胸部間接撮影(レントゲン)	無料
胸部レントゲン検診	40歳~64歳の人	胸部間接撮影(レントゲン)	無料
基本健康診査	40歳以上の人	問診、尿検査、血液検査など	500円
わかば健康診査	20歳~39歳の人	問診、尿検査、血液検査など	500円
胃がん検診	40歳以上の人	問診、胃部X線撮影(バリウム)	1,000円
大腸がん検診	40歳以上の人	便潜血反応検査	500円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査(PSA検査)	500円
子宮がん検診	20歳以上の女性(偶数年齢)	問診、内診、細胞診	1,000円
乳房X線撮影併用乳・甲状腺がん検診	40歳以上の女性(偶数年齢)	問診、視触診、X線撮影	2,000円
腹部超音波検診	40歳以上の人	問診、超音波検査	3,000円
健康相談	希望者	保健師による健康相談	無料

母子保健

本 庁:健康管理課(渋川保健福祉センター)

総合支所:健康福祉課

母子の健康に関する正しい知識の普及と育児支援を行います。

乳幼児の健診や予防接種はその月齢に行うことが重要ですので、対象児の少ない地域の方は、渋川保健福祉センターや隣接地区の保健センターで健診などを受けていただきます。

種 類	内 容	会 場
母子健康手帳の交付	妊娠届を提出すると交付されます。妊娠・出産の状態、	渋川保健福祉センター、総合支所
今丁隆原士阪の文刊	生まれた子どもの発育経過などを記録します。	
妊婦健康診査	妊娠届をした人を対象に定期的に健康診査を行います。	県内各医療機関
母性歯科検診	妊娠中と産後に歯科検診を行います。	委託歯科医院
両親学級	妊婦と家族を対象に妊娠中の生活や育児について学びます。	渋川保健福祉センター
乳幼児健康診査	3か月児健康診査、7か月児健康相談	渋川保健福祉センター
孔列儿庭原砂鱼	1歳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査、フッ素塗布	渋川・子持・赤城・北橘保健センター
歯科健康診査	2歳児、2歳6か月児の歯科健診、フッ素塗布	渋川・子持・赤城・北橘保健センター
予防接種	集団接種 ポリオ、BCG (渋川保健福祉センターのみ)	渋川・子持・赤城・北橘保健センター
了的技性	個別接種 麻しん風しん混合、三種(二)混合、日本脳炎	県内各医療機関
離乳食講習会	3~5か月児を対象に離乳食の実際を学びます。	渋川・子持・赤城・北橘保健センター
すくすく教室	第1子の乳児とその家族を対象とした遊びと育児相談	渋川・子持・赤城・北橘保健センター
親と子の健康相談	乳幼児の育児・発育相談、妊娠中の健康相談	渋川保健福祉センター、総合支所

福祉医療

本 庁:市民課総合支所:市民課

次の人は医療費(保険診療の自己負担分)の助成が受けられます。すでに受給者証をお持ちで、合併により住所が変わる方には、新しい受給者証を郵送します。新しい受給者証は3月1日の診療から利用できます。

乳幼児福祉医療	小学1年の年度末までの医療費を助成します。
母子・父子福祉医療	18歳未満の児童を扶養している母子(父子)家庭及び18歳未満で父母のいない児
	童の医療費を助成します。(所得税が非課税世帯に限ります。)
重度心身障害者福祉医療	身体障害者手帳1~3級の人、療育手帳AまたはB判定の人、通院などにより精神障
	害の治療を受ける人の医療費を助成します。

医療機関

6 市町村の合併により渋川地区医療事務組合が解散し、平成18年2月20日から新市が渋川総合病院 を運営します。今後も地域の中核病院として、安全で良質な医療を提供していきます。

名 称	受付・診療時間	診療科
		内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻いんこう科、
渋川総合病院	午前8時30分~	リハビリテーション科(予約制) 放射線科、麻酔科、産婦人科(休診中)
		眼科は午前9時から、耳鼻いんこう科は午後3時から診療を開始します。
国民健康保険赤城北診療所	午前8時30分~	初期診療全般
国民健康保険赤城南診療所		午後は往診のため休診です。

高齢者福祉

本 庁:高齢対策課 総合支所:健康福祉課

高齢者が永年住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせるよう、次の事業を行います。

敬老祝金	次の年齢の高齢者に祝金を送り長寿を祝福します。	
	80歳・85歳・88歳 5,000円 90歳・95歳 10,000円 99歳以上 20,000円	
シルバーカード発行事業	申請により、シルバーカード(本人の確認証)を発行します。	
住宅改造補修費補助	高齢者世帯の住宅改修に補助を行います。	
日常生活用具の給付	ひとり暮らしの方に消火器や電磁調理器などを給付・貸与します。	
生活支援型ホームヘルプ	要介護認定で自立と判定されたひとり暮らし方に、介護保険と同内容のホームへ	
サービス	ルプサービス(生活援助)を行います。	
緊急通報装置の貸与	ひとり暮らしの方に、緊急通報装置を貸与します。	

障害者福祉

本 庁:社会福祉課 総合支所:健康福祉課

障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助や各種福祉サービスを提供します。障害の 内容や程度により受けられるサービスが異なります。

種類	内 容
身体障害者手帳	体の不自由な人に対して交付され、身体障害者福祉法・児童福祉法による援助、各種
	サービスを受けることができます。
療育手帳	知的障害(児)者に対して交付され、知的障害者福祉法・児童福祉法による援助、各種
	サービスを受けることができます。
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者に対して交付され、精神保健福祉法による援助、各種サービスを受ける
	ことができます。

対 象	受けられるサービス
	補装具・日常生活用具の給付、更正医療の給付、居宅生活支援、更生施設・療養施設等へ
身体障害者	の入通所支援、福祉ハイヤー助成、ファックス設置、じん機能障害者通院交通費助成、
	理美容サービス、訪問入浴サービス、布団丸洗いサービスなど
知的障害者	更生施設などへの入所支援、居宅生活支援、職親委託、日常生活用具の給付など
精神障害者	グループホーム・ホームヘルプ・ショートステイ利用支援、共同作業所運営など

児童福祉

本 庁:社会福祉課 総合支所:健康福祉課

出生祝金は新たに新市全域に適用されます。

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当は、合併前と変わりません。

種 類	内 容
出生祝金	第2子以降の出生に、1人につき100,000円を支給します。
児童手当	小学校第3学年終了前までの児童を養育している人に支給します。
児童扶養手当	父親と生計を同じくしていない児童を監護または養育している人に支給します。
特別児童扶養手当	知的または身体に障害のある20歳未満の児童を監護している人に支給します。
家庭児童相談室	家庭児童福祉に関する専門技術を要する相談に家庭児童相談員が応じます。